

2012年12月14日

各位

東燃ゼネラル石油株式会社
問合せ先：
EMG マーケティング合同会社
広報渉外本部
TEL:03-6713-4400

堺工場硫黄漏えいに関わる略式命令について

東燃ゼネラル石油株式会社(以下、「当社」)および当社従業員は、昨年6月11日に当社堺工場において発生した溶融硫黄の漏えい事故に関して、9月18日既報の通り石油コンビナート等災害防止法第二十三条(異常現象の通報義務)違反容疑で書類送検されました。本件に関し、本日堺簡易裁判所より略式命令書を受領しましたのでお知らせします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、この処分を厳粛に受け止め、異議なくこれを受け入れるとともに、全力で再発防止に努めてまいります。

なお、本件につきましては、10月29日既報の通り、第三者事故調査委員会より調査報告書および再発防止策の提言を頂戴しております。ご提言いただいた再発防止策を真摯に受け止め、全社を挙げて再発防止に努めてまいります所存です。

また、今回の処分を受けて、当社は本件に関与した従業員を就業規則に則り適切に処分するとともに、当社代表取締役社長はその月額報酬の10%を2ヶ月間返上することとしました。

近隣地域の皆様をはじめ関係者の方々に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

以上